

年末までに検討したい節税対策一覧

所得税	短期前払い費用	家賃、保険料、リース料、利息などを前払いした場合には、経費として処理できる。ただし、1年以内に提供を受けるもので、実際に支払った場合のみ
	決算賞与	従業員の賞与を支払うのであれば年内に支払う。
	消耗品等の購入	年内に購入したものは、平成22年の経費として処理できる。ただし、パンフレットなどが大量に残っている場合には、在庫として計上する必要あり。
	小規模企業共済の加入	院長の退職金の積み立てである小規模企業共済に加入。共済金は「所得控除」として所得金額から引ける。年払いも可。
	住宅ローンの返済	住宅ローン控除は12月末の残高をもとに計算するので、繰り上げ返済は1月以降に行う。
	ゴルフ会員権の売却	含み損のあるゴルフ会員権を売却すれば、給与所得や事業所得と相殺できる。
	上場株式等のみなし取得費の特例	上場株式を売った場合に使える特例。平成22年12月31日で期限が切れる。平成13年9月30日以前に取得した株式について適用。
	含み損のある株式の売却	平成22年に株式の売却益があったのであれば、年内に含み損のある株式を売却して相殺すれば、売却益を少なくできる。
贈与税	保険の加入	年内に加入し支払えば生命保険料控除の適用を受けられる。
	暦年贈与	年間110万円までは贈与税がかからない。
	住宅取得資金の贈与	住宅を取得するための資金を贈与する場合、1,500万円まで非課税で贈与することができる。23年は1,000万円に減額される。

※申告期限(3/15)までに検討したい翌年の対策一覧

- ・家族への給与(専従者給与)の増額
- ・減価償却の方法の変更